

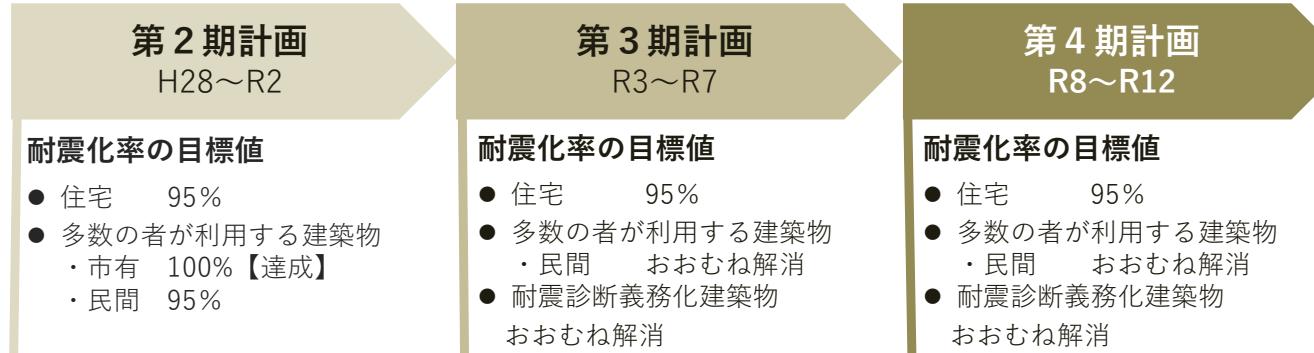
第4期川越市建築物耐震改修促進計画の概要

第1章 計画の目的等

(1) 計画の目的

市内の既存建築物について、建築物の耐震化を促進し、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を保護する。

(2) これまでの流れ



(3) 対象区域と対象建築物

対象区域	市内全域
対象建築物	昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された建築物のうち次に示すもの ① 住宅 ② 特定既存耐震不適格建築物 ③ 耐震診断義務化建築物 ④ その他の市有建築物（多数の者が利用する建築物に限る）【目標達成済】 ※緊急輸送道路閉塞建築物 : 埼玉県建築物耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路の沿道建築物のうち、倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物 ※要緊急安全確認大規模建築物 : 多数の者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物 ※要安全確認計画記載建築物 : 埼玉県建築物耐震改修促進計画において耐震診断義務付け路線として指定された路線沿道の建築物のうち、倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物 ※②、③は規模要件あり

(4) 計画期間 令和8年度から令和12年度まで

第2章 耐震化の現状と目標値

国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び埼玉県が策定する「埼玉県建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化率の目標値を定め、耐震化の促進を図る。



第3章 耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するための支援策

- 本市で実施する支援制度
- 国の支援事業の活用
- 税の特例措置
- 融資制度

安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 常設の相談窓口の設置
- 地元建築士と連携した相談体制の整備
- 建築物データベース等による実態調査
- 耐震サポーター制度の活用
- 計画認定

地震時の安全対策

- 家具や棚等の固定による転倒防止対策
- 窓ガラス、外壁（看板等）、天井等の落下防止対策
- エレベーターの閉じ込め防止対策
- ブロック塀等の倒壊防止対策
- 耐震シェルター等の活用 !

耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

- リーフレットの配布等による啓発
- 地震ハザードマップの活用
- 耐震認定マーク表示制度の活用
- 地震保険の加入率向上に資する普及啓発
- 新耐震基準の木造住宅への対応

※ ① : 新たに計画に位置付けた施策

(2) 耐震化について配慮すべき他の建築物・区域

- ① 市指定緊急輸送道路沿道
- ② 重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺地区

第4章 その他耐震化を促進するために必要な事項

関係団体等による協議会の活用

① 彩の国既存建築物地震対策協議会

埼玉県及び市町村（63市町村）と一般社団法人等の建築関係団体（11団体）で構成される協議会で、会員相互での各種情報交換、調査研究、耐震相談窓口等を行い、建築物に係る地震対策の適正かつ推進を図ることを目的に活動している。

本市は、本協議会を活用し、会員相互の綿密な連携の下に建築物の耐震化の促進に取り組む。

② 緊急輸送道路閉塞建築物耐震化協議会

県と12所管庁で構成され、大規模地震による災害発生時に緊急物資の輸送や緊急車両通行に必要な緊急輸送道路の機能を確保するため、当該道路沿道にある建築物の耐震化促進策を検討している。

本市は、本協議会を通じ、他庁との情報共有を図り、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の促進に取り組む。